©社会保険労務士法人 大竹事務所

社労士法人大竹事務所通信

2026年5月(Vol.230)

〒541-0046
大阪市中央区平野町 2-5-14 FUKU BLD.三休橋 301
電話:06-6147-4763 FAX:06-6147-4795
URL: http://osaka-otake.com/

マイカー通勤手当の非課税限度額が改正されました

◆マイカー通勤手当の非課税限度額が引上げに

令和８年４月１日以後に支給される通勤手当から、マイカー通勤（自動車・自転車等の交通用具を使用した通勤）に係る非課税限度額が改正されました。給与計算や通勤手当の取扱いに影響する内容で、改正のポイントは２つです。

①　片道 65 ㎞以上の非課税限度額の引上げ

改正前の非課税限度額は、通勤距離が片道 55km 以上の人は一律 38,700 円／月額でしたが、片道 65 ㎞以上について、下記のように引き上げられました。

- 片道 65km 以上 75km 未満　→　45,700 円
- 片道 75km 以上 85km 未満　→　52,700 円
- 片道 85km 以上 95km 未満　→　59,600 円
- 片道 95km 以上　→　66,400 円

これにより、片道 65km 以上のマイカー通勤者に対し、これまで課税対象となっていた一部の通勤手当が非課税で支給できる可能性が生じます。

②　駐車場料金相当額の非課税限度額への加算

マイカー通勤者が一定の要件を満たす駐車場等（※）を利用している場合、その駐車場料金相当額（上限 5,000 円／月額）を、通勤距離の区分による非課税限度額に加算できることとなりました。

※マイカー通勤で使用する駐車場等のうち、通勤手当をもらう人の勤務場所の周辺または通勤のために利用する交通機関の駅もしくは停留所その他の施設の周辺にあるもの。

◆対応の留意点

上記は、「令和８年４月１日以後に支払われるべき通勤手当」から適用されます。

自社のマイカー通勤者の通勤距離区分や駐車場代の支給方法について、関連する社内規程等を改めて確認し、正しい給与計算に努めましょう。対象者に改正があったことを知らせておくことも重要です。

【参考】

通勤手当の非課税限度額の改正について（国税庁）

https://www.nta.go.jp/users/gensen/2026tsukin/index.htm

「在留カード等読取アプリ」をご存知ですか？

◆外国人政策の見直しが進められています

外国人旅行客や日本で働く外国人が増える一方、受入れをめぐる問題が顕在化し、政府は、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（１月 23 日決定。以下、「総合的対応策」という）を策定しました。

◆外国人雇用に関する取組みも

総合的対応策では、不法滞在や不法就労への対策として、在留カードの偽造変造対策、不法就労助長者の取締まり強化とともに、企業が「在留カード等読取アプリ」を使用して在留カードの確認を行うことを挙げています。

また、外国人の雇入れ時・離職時に企業が提出する「外国人雇用状況の届出」の運用改善も挙げています。

◆「在留カード等読取アプリ」とは

国が無料で提供するアプリケーションで、スマート

フォンやパソコンにダウンロードして使うことができます。本人の同意を得てカメラで在留カードのＩＣチップを読み取った後、在留カード表面に印刷されている在留カード等番号を読み取ると、ＩＣチップ内の情報と印刷情報を照合することができます。

「外国人雇用状況の届出」には、虚偽の届出等に対し 30 万円以下の罰金もありますので、外国人労働者に在留カードの提示を求め、届出事項をきちんと確認することが重要です。

◆「外国人雇用状況の届出」の運用改善

厚生労働省は検討会で議論を行っており、年１回程度の定期的な報告が必要ではないかという意見や一律に追加的な事務負担を求めるべきではないとの意見があります。今後の動向に注意しましょう。

【参考】

外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策

https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/gaikokujinzai/index.html

アプリチラシ

https://www.mhlw.go.jp/content/001572156.pdf

外国人雇用対策の在り方に関する検討会

https://www.mhlw.go.jp/stf/projectteam_20210222_00001.html

学生の就職・採用活動に関する要請事項がまとめられました

内閣官房は令和８年３月 24 日、新卒採用の早期化・長期化により、学業に専念する機会や安心して就職活動に取り組める環境が損なわれることが懸念される現状を踏まえ、「2027（令和９）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請事項」を取りまとめました。

◆スケジュール

- 広報活動開始（広告・就職支援サービスの利用も含む）：卒業・修了年度に入る直前の３月１日以降
- 採用選考活動開始：卒業・修了年度の６月１日以降
- 正式な内定日：卒業・修了年度の 10 月１日以降

◆主な要請事項

- いわゆる「ガクチカ」（学生時代に力を入れたこと）に偏らずに、学修成果や取組姿勢等を適切に確認・評価すること
- 授業、試験、留学、教育実習等と重複しないよう、日時の調整やオンラインを活用した選考の実施
- インターンシップ等はいわゆる「三省合意」を踏まえて適切に実施し、広報活動や採用選考活動そのものではないことを原則として、大学と連携しながら学業を妨げないよう配慮して実施すること
- 多様な学生に選考機会を提供するための、日本人海外留学者や外国人留学生への通年採用の実施、大学等と連携しての障害がある学生向け求人情報の提供など
- 労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、同法指針の趣旨等に則った採用選考活動
- いわゆる「オワハラ」や「就活セクハラ」などハラスメント行為の禁止
- 卒業・修了後３年以内の既卒者に対する募集機会の提供

「早期化」に限らず、自社が学生に好印象を与えられる方法を柔軟に検討してみましょう。

【参考】

2027（令和９）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請事項※下記 URL をブラウザへコピーしてご覧ください。

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shushoku_katsudou_yousei/2027nendosotu/2027betten1.pdf

業種別カスタマーハラスメント対策企業マニュアル「宅配業編」が公表

◆カスタマーハラスメント対策の動向

令和７年６月に労働施策総合推進法が改正され、令和８年 10 月１日から事業主にいわゆるカスタマーハラスメント（以下、「カスハラ」という）を防止するための措置が義務付けられます。各省庁で対策マニュアルやガイドライン等の策定が進められており、３月 27 日、厚生労働省より宅配業向けのマニュアルが公表されました。

◆内容

本マニュアルにおいて「宅配業」とは、他人の荷物を有償で個人宅や企業に配達する事業および関連業務（営業所における荷物の受取り等）をいい、以下の内容が収録されています。

- カスハラ対策に取り組む意義
- カスハラの定義・判断基準

・宅配業における実態（発生状況、対応状況）
・宅配業界におけるカスハラに対する共通方針（対応方法）
・具体的対策（事業主の方針、相談対応体制の整備、事後の迅速・適切な対応、抑止のための措置　等）

◆宅配業におけるカスハラ問題

宅配業においては、調査結果から、一人で顧客宅を訪問するという業務特性上、顧客との間でトラブルが発生した場合に上司に対応を代わってもらうことが難しかったり、カスハラが発生しても相談や報告がすぐにはできず一人で抱え込んでしまったりする傾向があることが明らかとなっています。

また、従事者の約４割が、カスハラの判断基準がわからない、対応することでさらなるトラブルにつながるおそれがあると考えており、現場での対応に苦慮しています。

本マニュアルを活用して、対策を進めましょう。

【参考】

業種別カスタマーハラスメント対策企業マニュアル（宅配業編）

https://www.mhlw.go.jp/content/11910000/001680542.pdf

５月の労務と税務の手続［提出先・納付先］

11 日

○ 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
［郵便局または銀行］

○ 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞
［公共職業安定所］

15 日

○ 特別農業所得者の承認申請［税務署］

６月１日

○ 軽自動車税（種別割）納付［市区町村］
○ 自動車税（種別割）の納付［都道府県］
○ 健保・厚年保険料の納付［郵便局または銀行］
○ 健康保険印紙受払等報告書の提出［年金事務所］
○ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出［公共職業安定所］
○ 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞
［公共職業安定所］
○ 確定申告税額の延納届出額の納付［税務署］

～編集後記～

先日の弊所２０周年パーティーにお越しくださった皆様、お祝いをしてくださった皆様、改めて、心より御礼申し上げます。

さて、過ごしやすい季節はあっという間で、テレビからも「暑さ対策を」という言葉がちらほら聞こえてくるようになりました。四季というより【春夏夏夏秋冬】みたいな体感になってきていますね。今からできる暑さ対策をしっかりと進めてまいりましょう。

今月も最後までお読みくださり、ありがとうございました。（R.O）

スタッフブログより

【弊所 20 周年パーティーを無事に開催することができました】

おかげさまで、令和８年４月４日に 20 周年パーティーを開催することが出来ました。

ご参加くださった皆さま、本当にありがとうございます。

当日は一日があっという間に時間が過ぎていきましたが、その中でも大竹や母へ感謝の気持ちを伝えられたことは、私にとって大切な時間になりました。

また、多くの皆さまから温かいお声掛けをいただき、日々支えていただいていることを改めて実感いたしました。

弊所がここまで歩んでこられたのも、そして私自身がこうしていられるのも、皆さまのお力添えがあってこそだと感じております。

この節目を機に、これからも感謝の気持ちを大切にしながら、日々努めてまいります。心より御礼申し上げます。

おぎの（2026-04-20）

【大竹事務所 20 周年記念パーティーを開催しました】

今月の４日（土）に、「ザ・ガーデンオリエンタル・大阪」にて大竹事務所創立２０周年記念パーティーを開催しました。

多数の方にお越し頂き、あっという間の２時間でした。家族も参加ＯＫということで、妻と子どもと一緒に参加いたしました。

私は総合司会という大役を預かりましたが、一部内容がシークレットになっているところがあり（パーティーの全容を把握しているのは総合プロデューサーの代表大竹のみ）、その意味でも緊張しながら臨みました。

※あからさまに「噛んだ」ところもあり、そこは後で職員や家族に指摘されました（汗）。

内容は演奏会や、職員が企画した催しなど盛りだくさんで、代表の大竹と秘書室長の荻野がご家族に感謝を伝える時間もありました。

その時には、二人の話を聞きながら、妻や昨年亡くなった母への思いをはせておりました。

個人的には司会でなかなかお話させて頂く時間が取れなかったものの、初めてお会いした方、１０年ぶりくらいにお会いできた方などにご挨拶することができました。また自分の家族と職員の皆さんが会ってもらえたということも嬉しかったです。

この時の感謝を忘れず、日々の仕事に取り組んで参ります。

にしぐち（2026-04-21）

【手続きの正しさだけでは足りない。実務の現場で問われる『見る力』】

先日、大阪府社会保険労務士会で新入会員向けの研修を担当しました。

年度更新や労働保険の適用手続きといった基本実務をお伝えする中で、あらためて感じたのは、実務では「書類があるか」だけでなく、「その中身をどう見るか」がとても大切だということです。

交通費が支給されていても賃金台帳に反映されていないことがある。

提出資料が一部だけなのに、すべてそろっているように見えてしまうこともある。

こうした小さな見落としが、あとで手続きや説明のズレにつながることがあります。

だからこそ、私たち社労士には制度の知識だけでなく、「現場の違和感」に気づく力が求められます。

そしてその力は、多くの場合、経験豊かな先輩方から学ぶことで磨かれていきます。

実務は、一人で正解を探すものではなく、人から学びながら深めていくものだと感じています。

研修をお受け頂いた方へ、知識だけでなく、そうした“現場で仕事を進める力”の大切さを少しでも伝えられていたら嬉しく思います。

おおたけ（2026-04-24）